

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤）の部  <b>ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ（A・C型）・マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）</b></p> <p>（削る）</p> <p>1 小分製品の試験                  （削る）                  1.1 ニューカッスル病力価試験                  1.1.1 （略）                  1.1.1.1～1.1.1.3 （略）                  1.1.2 試験方法                  試験動物の10羽を試験群、3羽を対照群とする。                  注射材料1羽分ずつを試験群の筋肉内に注射し、<u>5週間後に試験群及び対照群から採血する。</u>                  得られた各個体の血清について、ニューカッスル病ウイルス赤血球凝集抑制試験を行う。                  1.1.3 （略）</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤）の部  <b>ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ（A・C型）・マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）</b></p> <p><u>動生剤基準のシードロット規格に適合したニューカッスル病ウイルスを同規格に適合した発育鶏卵で増殖させて得たウイルス液、同規格に適合した鶏伝染性気管支炎ウイルスを同規格に適合した発育鶏卵で増殖させて得たウイルス液、同規格に適合したヘモフィルス・パラガリナルム（A型及びC型菌）の培養菌液及び同規格に適合したマイコプラズマ・ガリセプチカムの培養菌液をそれぞれ不活化したものを混合し、油性アジュバントを添加したワクチンである。</u></p> <p>1 小分製品の試験                  1.1 力価試験                  1.1.1 ニューカッスル病力価試験                  1.1.1.1 （略）                  1.1.1.1.1～1.1.1.1.3 （略）                  1.1.1.2 試験方法                  試験動物の10羽を試験群、3羽を対照群とする。                  注射材料1羽分ずつを試験群の筋肉内に注射し、<u>対照群と共に5週間観察する。</u>                  試験最終日に試験群及び対照群から得られた各個体の血清について、ニューカッスル病ウイルス赤血球凝集抑制試験を行う。                  1.1.1.3 （略）</p>